平成２５年（再イ）第１３８号
札幌市手稲区明日風３丁目３番27号
再生債務者　野寺　　亨
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１４７号
札幌市東区東苗穂８条３丁目11番16号
再生債務者　磯野　泰一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１４８号
札幌市豊平区西岡４条８丁目13番５号
再生債務者　竹内　昭文
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３号
富山県下新川郡入善町東狐163番地１
再生債務者　井田　智美（旧姓小松）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日　富山地方裁判所魚津支部

平成２５年（再イ）第２１号
愛知県豊田市保見ケ丘５丁目１番地10　公団105―401号　開始決定時の住所愛知県豊田市保見ケ丘４丁目１番地　県営７―402号
再生債務者　谷名　美勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２５年（再イ）第１５号
広島市安佐南区長束３丁目42番14―101号
再生債務者　東山　　寛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月16日
広島地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第４号
長野県千曲市大字内川1259番地５
再生債務者　高橋　広己
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前11時30分
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月20日から平成25年11月27日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（再ロ）第２号
鳥取県鳥取市若葉台南３丁目20番12号
再生債務者　赤嶋　久男
1　決定年月日時　平成25年10月16日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月20日から平成25年11月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第４号
岡山県井原市木之子町503番地３ヴィラフォレストＡ201
再生債務者　柳本美佐子(旧姓浅野・戎・原田)
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月11日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月20日から平成25年12月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第１号
福島県喜多方市豊川町米室字二条川原1862番地43
再生債務者　富樫　　稔
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月26日から平成25年12月17日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産・再生係

平成２５年（再ロ）第６号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目１番62号
再生債務者　澤田　伸也
1　決定年月日時　平成25年10月15日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年11月12日まで
4　一般異議申述期間　平成25年11月19日から平成25年12月３日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第３号
仙台市若林区中倉２丁目11番３―202号
再生債務者　鈴木　聡美
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年10月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年11月５日まで
平成25年10月15日
仙台地方裁判所第４民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号
旭川市忠和４条３丁目６番３号
再生債務者　小林　靖幸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月15日　　旭川地方裁判所民事部

平成２５年（再ロ）第７号
横浜市磯子区洋光台５丁目６番31―503号
再生債務者　名久井　伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月11日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再ロ）第２号
兵庫県尼崎市水堂町２―29―１　レオパレスエル・ガルテン104号
再生債務者　石川　伸二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年10月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年10月11日　神戸地方裁判所姫路支部

厚生年金基金解散公告

当厚生年金基金は、確定給付企業年金法第111条の規定により解散の認可があったものとみなされたので、厚生年金保険法第116条及び確定給付企業年金法施行令第76条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．厚生年金基金の名称　山本工作所厚生年金基金
2．事務所の所在地　福岡県北九州市八幡東区大字枝光1950番地の10
3．設立事業所の名称及び所在地　株式会社山本工作所　福岡県北九州市八幡東区大字枝光1950番地の10
4．解散の理由及び確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた旨　厚生年金保険法第145条第１項第１号及び確定給付企業年金法第111条第３項による。
5．確定給付企業年金法第111条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日　平成25年９月30日
平成 25 年 10 月 24 日
福岡県北九州市八幡東区大字枝光1950番地の10　　山本工作所厚生年金基金
理事長　岡田　裕二